

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

むさし証券株式会社

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 当社は、口座を設定したときは、その設定時および口座設定後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただく場合があります。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の証券総合口座取引約款の変更に同意されない場合

当社の概要

商号等	むさし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第105号
本店所在地	〒330-8634 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） 電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）
資本金	5,000百万円（平成22年5月6日現在）
主な事業	金融商品取引業、生命保険募集業
設立年月	昭和22年8月
連絡先	048-643-8360 又はお取引のある支店にご連絡ください。